百六十一　陸上自衛隊北海道大演習場東千歳地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
北海道千歳市	北海道千歳市	北海道千歳市	北海道勇払郡安平町
中央	協和、駒里、祝梅及び中央（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	柏台、協和、駒里、祝梅及び中央（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	追分豊栄及び早来富岡（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		北海道勇払郡安平町	安平、追分豊栄及び早来富岡（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六十二　陸上自衛隊北海道大演習場恵庭地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
北海道恵庭市	北海道千歳市	北海道千歳市	北海道恵庭市
盤尻	上長都、紋別及び蘭越（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	上長都、紋別及び蘭越（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	恵南、盤尻及び牧場（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	北海道恵庭市	北海道千歳市	北海道恵庭市
	恵南、盤尻及び牧場（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	上長都、紋別及び蘭越（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	恵南（次の図面に示す部分に限る。）、駒場町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、桜森（次の図面に示す部分に限る。）、白樺町一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、盤尻（次の図面に示す部分に限る。）及び牧場（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六十三　陸上自衛隊北海道大演習場島松地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
北海道恵庭市	北海道恵庭市	北海道札幌市清田区	北海道恵庭市
桜森	柏木町、桜森、島松沢及び盤尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	有明（次の図面に示す部分に限る。）	柏木町（次の図面に示す部分に限る。）、柏木町一丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、北柏木町一丁目から五丁目まで、幸町一丁目から四丁目まで、桜森、島松沢（次の図面に示す部分に限る。）、西島松（次の図面に示す部分に限る。）、盤尻（次の図面に示す部分に限る。）、文京町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに牧場（次の図面に示す部分に限る。）
		北海道北広島市	島松、仁別及び三島（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

百六十四　陸上自衛隊桜森高射教育訓練場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
北海道恵庭市	桜森
北海道恵庭市	桜森（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。